

職員の定年等に関する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第12号

職員の定年等に関する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年香川県人事委員会規則第1号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 定年制度（第3条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条—第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和59年香川県条例第20号。以下「条例」という。）第4条第5項、第6条第3号、第9条第3項、第13条及び第14条の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）定年退職 条例第2条の規定により職員が退職することをいう。
- （2）勤務延長 任命権者が、条例第4条第1項又は第2項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。
- （3）定年前再任用 条例第13条の規定により採用することをいう。

第2章 定年制度

（勤務延長等に係る承認）

第3条 任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間を延長した職員の勤務延長の承

認申請書（第1号様式）に人事記録（人事記録に関する規則（昭和27年香川県人事委員会規則第5号）第4条に規定する人事記録をいう。以下同じ。）の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、勤務延長の期限の延長承認申請書（第2号様式）に人事記録の写し及び次条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

（勤務延長等に係る職員の同意）

第4条 任命権者は、条例第4条第3項又は第4項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

（勤務延長に係る状況の報告）

第5条 任命権者は、毎年6月末日までに、勤務延長の状況報告書（第3号様式）により、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長（条例第4条第1項ただし書の規定により人事委員会の承認を得たものを除く。）の状況を人事委員会に報告しなければならない。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職に含まれる職）

第6条 条例第6条第3号に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職とする。

（1） 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）別表第1の高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員のうち主幹教諭の職

（2） 公立学校職員の給与に関する条例別表第2の中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員のうち主幹教諭及び指導教諭の職

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

（異動期間の期限の延長承認）

第8条 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により人事委員会の承認を得ようとするときは、異動期間の期限の延長承認申請書（第4号様式）に人事記録の写し及び第10条に規定する書面の写しを添えて人事委員会に提出しなければならない。

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

第9条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、中学校及び小学校の校長、副校長及び教頭の職とする。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、条例第10条の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(異動期間の延長に係る状況の報告)

第11条 任命権者は、毎年6月末日までに、異動期間延長報告書(第5号様式)により、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、人事委員会に報告しなければならない。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第12条 任命権者は、定年前再任用を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に次に掲げる事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

- (1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容
- (2) 定年前再任用を行う日
- (3) 定年前再任用をされた場合の給与
- (4) 定年前再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 任命権者は、前項の規定により職員の同意を得ようとするときは、書面によらなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第13条 条例第13条の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る状況の報告)

第14条 任命権者は、毎年6月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。
(令和4年改正条例附則第3項の規定による勤務についての準用)
- 2 第3条から第5条までの規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年香川県条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第3項の規定による勤務について準用する。
(令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職)
- 3 令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(同項に規定する新定年条例定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(同日が令和5年3月31日である場合は、令和4年改正条例第1条の規定による改正前の条例(以下「旧条例」という。)第3条に規定する定年に準じた年齢)を超える職とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職
(令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員)
- 4 令和4年改正条例附則第4項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和5年3月31日である場合は、旧条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。
(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)
- 5 任命権者は、暫定再任用(令和4年改正条例附則第7項、第8項、第12項又は第13項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。
 - (1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容
 - (2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日
 - (3) 暫定再任用をされた場合の給与
 - (4) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
(暫定再任用の選考に用いる情報)

- 6 令和4年改正条例附則第7項、第8項、第12項又は第13項の人事委員会規則で定める情報については、第13条の規定を準用する。
(暫定再任用等に係る状況の報告)
- 7 任命権者は、毎年6月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。
 - (1) 前年度における暫定再任用の状況
 - (2) 前年度における暫定再任用をされた職員の任期の更新の状況
(準備行為)
- 8 附則第5項の規定による暫定再任用の手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
(令和4年改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職)
- 9 令和4年改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(令和4年改正条例附則第13項に規定する新定年条例定年相当年齢をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)とする。
 - (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
(令和4年改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める者)
- 10 令和4年改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。
(令和4年改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)
- 11 令和4年改正条例附則第22項の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第9項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とする。

第1号様式（第3条関係）

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書	
第 号 年 月 日	
香川県人事委員会委員長 殿 （任命権者） _____	
職員の定年等に関する規則第3条第1項の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について次のとおり申請します。	
勤務延長予定者の氏名	
所 属	
職 名	
職 務 の 級	
給 料	職給料表 級 号給
定年退職日 （定年年齢）	年 月 日（ 歳）
延長前の異動期間の 末 日	年 月 日
異動期間の延長理由と根拠条項	
現に従事している 職 務 内 容	
勤務延長を行おうとする理由と根拠条項	
申請する勤務延長の 期 限	年 月 日
その他参考事項	

第2号様式（第3条関係）

勤務延長の期限の延長承認申請書	
第 号 年 月 日	
香川県人事委員会委員長 殿 (任命権者) _____	
職員の定年等に関する規則第3条第2項の規定により、勤務延長の期限の延長について次のとおり申請します。	
期限延長予定者の氏名	
所属	
職名	
職務の級	
給料	職給料表 級 号給
定年退職日 (定年年齢)	年 月 日 (歳)
勤務延長の理由	
期限	年 月 日
現に従事している職務内容	
期限延長を必要とする理由	
期限延長の期限	年 月 日
その他参考事項	

第3号様式（第5条関係）

勤務延長の状況報告書

第 号
年 月 日

香川県人事委員会委員長 殿

（任命権者） _____

職員の定年等に関する規則第5条の規定により、勤務延長の状況について別紙のとおり報告します。

別紙

勤 務 延 長 の 状 況 (年4月1日から 年3月31日まで)											
氏 名	所 属	職 名	職務 の級	給 料			定年退職日 (定年年齢)	勤務延長の事由等	勤務延長 の 期 限	職 務 内 容	
				給料 表	級	号 給				勤 務 延長前	勤 務 延長後
							年 月 日 (歳)		年 月 日		
							()				
							()				
							()				

第4号様式（第8条関係）

<p>異動期間の期限の延長承認申請書</p>	
<p>第 号 年 月 日</p>	
<p>香川県人事委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: right;">(任命権者) _____</p>	
<p>職員の定年等に関する規則第8条の規定により、異動期間の期限の延長について次のとおり申請します。</p>	
<p>期間延長予定職員の氏名</p>	
<p>所 属</p>	
<p>職 名</p>	
<p>職 務 の 級</p>	
<p>給 料</p>	<p>職給料表 級 号給</p>
<p>異 動 期 間 の 日 末</p>	<p>年 月 日</p>
<p>現 に 従 事 し て い る 職 務 内 容</p>	
<p>既に延長された異動期間 の延長理由と根拠条項</p>	
<p>期間をさらに延長しよう とする理由と根拠条項</p>	
<p>申請する異動期間の末日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>そ の 他 参 考 事 項</p>	

第5号様式（第11条関係）

異動期間延長報告書

第 号
年 月 日

香川県人事委員会委員長 殿

（任命権者） _____

職員の定年等に関する規則第11条の規定により、異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る異動期間の延長の状況について別紙のとおり報告します。

